

今後の予定及びパブリックコメント実施案について

1 今後の予定

5 / 1 0 (金) 総合教育会議・教育委員会

5 / 1 5 (水) 第4回審議会 (案の最終調整)

5 / 3 1 (金) 庁議 (全員協議会への報告案件)



基本方針 (案) 決定



できるだけ早期に全員協議会



パブリックコメント(30日間)



庁内検討委員会・幹事会合同会

総合教育会議・教育委員会

第5回審議会 (基本方針の最終審議)



答申



教育委員会において基本方針の決定

## 2 パブリックコメントの実施計画(案)

### (1) 目的

本市の児童生徒にとって、より望ましい学習環境をつくるため、集団としての学校の規模や配置についての基本的な考えをまとめた喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)を公表し、市民等から意見を募集する。

### (2) 募集期間

令和元年〇月〇日から 30 日間

### (3) 公表の方法

① 喜多方市ホームページへ掲載(ダウンロード可)

② 教育部学校教育課および各総合支所住民課で閲覧

③ 各公民館、各小中学校及び私立を含む各こども園等への配布

※ ②については、土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### (4) 公表資料

喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)

### (5) 応募資格

① 市内に住所を有する方

② 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

③ 市内に存する事務所または事業所に勤務する方

④ 市内に存する学校に在学する方

⑤ 当事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

### (6) 提出方法

① 各施設備え付けの「意見提出用紙」に、必要事項を明記の上、次のいずれかの方法により提出する。

ア 持参による場合

学校教育課または各総合支所住民課に提出(土・日曜日および祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

イ 郵送による場合

郵送先 学校教育課あて

ウ ファックスによる場合

学校教育課あて(25-7075)

エ 電子メールによる場合

ホームページ専用メールフォームによる学校教育課あて

② 必要事項の記載があれば、任意の様式での提出でも差し支えない。

※ 匿名や電話による意見は受けつけない。

### (7) 周知の方法

市ホームページ、教育ポータルサイト、市広報等による。

### (8) 募集した意見の取扱い

提出された意見は、最終案作成にあたっての検討資料とする。意見に対する検討結果は、住所、氏名等の個人情報を除き公表する。なお、意見に対する個別の回答は行わない。

個人情報には十分配慮し、意見や個人情報は、目的以外には使用しない。